災害時の避難所等における外部給電可能な車両 からの電力供給の協力に関する協定書

令和5年2月1日

青梅市 S&D多摩ホールディングス株式会社 トヨタS&D西東京株式会社

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

青梅市(以下「甲」という。)、S&D多摩ホールディングス株式会社(以下「乙」という。)およびトヨタS&D西東京株式会社(以下「丙」という。)は、災害時における外部給電可能な車両および外部給電に必要な機器等(以下「給電車両等」という。)の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、青梅市内において災害が発生した場合に、甲、 乙および丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施すること を目的として、避難所等における給電車両からの電力供給の協力 について必要な事項を定める。

(給電車両等の種類)

- 第2条 甲が乙に対して貸与を要請する給電車両等は、次に掲げる ものとする。
 - (1) 電気自動車 (燃料電池自動車を含む。)
 - (2) プラグイン・ハイブリッド自動車
 - (3) ハイブリッド自動車
 - (4) 前3号に掲げる電動車両からの外部給電に必要な機器
 - (5) 電動車両の充電に必要な設備

(協力の要請と協力内容)

- 第3条 甲は、災害時における応急対策のため、丙の所有する給電 車両等を乙を介して貸与を受けることができるものとする。
- 2 甲は、給電車両等の貸与に関して、乙に対し外部給電可能な車両の提供協力要請書(様式第1号)で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、 業務に支障をきたさない範囲で、丙が保有する給電車両を甲に貸 与するよう努めるものとする。

(給電車両等の引渡し)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、給電車両等 を貸与する場合は、乙または丙が甲の指定する場所に運搬し、引 渡しを行うものとする。この場合において、乙または丙が車両運 搬不可能なときは、甲乙両者で協議し、引き渡しの方法を調整す るものとする。

(貸与期間)

- 第5条 給電車両等の貸与期間は、当該車両等の引渡しの日から起算して1週間を経過する日までとする。ただし、期間変更の必要があるときは、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。 (報告)
- 第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、給電車両

等を引き渡した場合は、甲に対し速やかに外部給電可能な車両の 提供協力受書(様式第2号)を提出するものとする。

(給電車両等の返却)

- 第7条 乙を介して甲に貸与した丙が所有する給電車両等の返却 日時および場所については、甲と乙とが協議の上、決定する。 (費用負担)
- 第8条 甲の要請にもとづき乙が行った給電車両等の貸与に関して、貸与期間中の費用(電気代、燃料代その他消耗品にかかる費用をいう。)については、甲が負担するものとする。ただし、乙または丙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない
- 2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲と 乙とが協議の上、決定するものとする。 (費用の支払)
- 第9条 甲は、乙からこの協定にもとづく費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。 (賠償)
- 第10条 給電車両等の貸与期間中に生じた損害の賠償については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責事由がある者が、賠償責任を負うものとする。ただし、帰責事由が不明な場合は、甲と乙とが協議の上、その賠償に当たるものとする。
 - (2) 自動車保険の適用に関する取扱いは、次条の規定による。 (自動車保険の扱い)
- 第11条 丙は乙を介した給電車両等の貸与に当たり、丙の負担により自賠責保険および任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、丙の加入している保険の適用を受けるものとする。
- 2 前項の保険の適用を受けるに際し、かかる費用については、乙の負担とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲の故意もしくは重過失によって保険の適用を受けるに至り、免責分が発生し、または保険の適用が受けられなくなった場合は、甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

- 第12条 甲は、貸与を受けた給電車両等を以下のとおり使用する ものとする。
 - (1) 各車両等において、別に定められた使用条件を守り、極力、 安全な場所で使用する。
 - (2) 青梅市の区域内で使用する。
 - (3) 給電車両等の故障または何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲および乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め連絡責任者届(様式第3号)により報告するものとする。ただし、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(給電車両等の情報提供)

- 第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に給電車両等の情報を甲に提供する。
- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された給電車両等の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。
- 3 甲は、貸与期間中、給電車両等に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるに当たり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、対応を協議する。

(訓練等)

- 第15条 乙は、この協定にもとづく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
- 2 前項に規定する訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の 負担とする。

(不可抗力による免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争、内乱または暴動、法令の改廃または制定、労働争議、輸送機関または通信回線の事故、交通の途絶、施設または設備の被災その他当事者の責めに帰することのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能もしくは不完全履行について、甲、乙および丙は責任を負わないものとする。

(普及・周知活動)

第17条 甲、乙および丙は、市民の自助による減災を促進するため、給電車両等の有用性について、平常時から広報活動に努める ものとする。

(協議)

- 第18条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生 じた場合は、甲、乙および丙とが協議の上、定めるものとする。 (有効期間)
- 第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、 甲、乙および丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、 有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後 も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および 丙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年2月1日

- 甲 青梅市 代表者 青梅市長 浜 中 啓 一
- 乙 東京都立川市緑町3番地1 グリーンスプリングスE1-6階 S&D多摩ホールディングス株式会社 代表取締役社長 田 村 勝 彦
- 丙 東京都福生市志茂 2 1 5 番地 トヨタ S & D 西東京株式会社 代表取締役社長 田 村 勝 彦